六　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。

七　無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、（一）五デシベル以下であること。

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条　簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～四　略］

［削る］

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条　［同上］

［一～四　同上］

五　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ　送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの送信空中線に〇・二五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ホ並びに別表第二号第56及び別表第三号24⑶において同じ。）を一又は二以上同時に使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

ニ　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。

ホ　無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、（一）五デシベル以下であること。

六　［同上］

五　［略］

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［1～6　略］		
7　470MHzを超え2,450MHz以下	［1～6　略］ 7　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局 ［8～13　略］	［略］ 0.25 ［略］
［8・9　略］		

［注1～33　略］

別表第一号（第5条関係）

［同左］

［同左］	［同左］	［同左］
［1～6　同左］		
7　［同左］	［1～6　同左］ 7　［同左］ ［8～13　同左］	［同左］ 3 ［同左］
［8・9　同左］		

［注1～33　同左］